

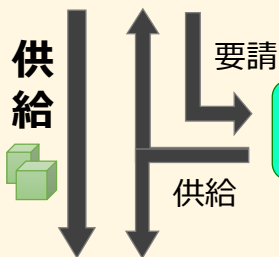
災害時の物資支援（プッシュ型支援）について



物資支援スキーム

被災市町村

(1) 被災市町村は、備蓄物資、自ら調達した物資等を被災者に供給



都道府県

(2) 被災都道府県は、

- 1) 備蓄物資、自ら調達した物資等を自ら又は被災市町村を通じて被災者に供給
- 2) 被災市町村からの要請を受けて、被災市町村に対し、物資を供給
(事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに実施)

被災者

国

(3) 国は、被災都道府県からの要請を受けて、被災都道府県に対し物資を供給

⇒ ただし、事態に照らし緊急を要し、被災都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、**要請を待たずに物資支援を実施**

『プッシュ型支援』とは

発災当初において、**被災自治体からの具体的な要請を待たずに**必要不可欠と見込まれる物資、
いわば**被災者の命と生活環境に不可欠な必需品**を、**国が調達し被災地に緊急輸送する**もの。

(◇東日本大震災等の経験・教訓から災害対策基本法がH24に改正、平成28年熊本地震において初めて実施)

- ・ **食料や乳児用ミルク、携帯・簡易トイレ、毛布、生理用品、トイレトーパー、紙おむつ**等の基本品目のほか、
- ・ **避難所環境の整備に必要な段ボールベッドやパーティション、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染所対策に必要なマスクや消毒液**などを支援しており、その他災害の様態や被災地ニーズも踏まえて適切に支援する。